平成２２年（フ）第１２６８号
広島市安芸区瀬野西２丁目25番21―102号
債務者　森重　祐次
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１６号
広島市中区舟入幸町３番22―602号
債務者　小松　栄三
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３１号
広島県廿日市市平良１丁目３番22号
債務者　倉本眞由美
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４１号
広島県廿日市市阿品３丁目１番10―806号
債務者　成田　玲子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１９号
広島県大竹市油見３丁目20番18の302号
債務者　山本　吉行
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１号
福岡県うきは市吉井町鷹取1216番地
債務者　内山スヱ子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２８１号
福岡県久留米市野伏間１丁目６番７号
債務者　大井富士子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３０２号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷2583番地７、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字本郷3427番地１　ファミリーハイツＫＯＧＡ　Ｂ―202
債務者　小西　陽子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３１０号
福岡県久留米市南２丁目13番７―301号
債務者　宮原　典子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３３２号
福岡県久留米市原古賀町19番地14　アビタシオンＧＴ102号
債務者　山口登美子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３８号
大分県速見郡日出町大字南畑3549番地431
債務者　篠原　伸也
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
北海道小樽市長橋１丁目６番17号、前住所北海道小樽市豊川町１番２号
債務者　坂井慎一郎
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１８３号
北海道小樽市銭函１丁目31番13号、前住所北海道石狩市花川南三条１丁目26番地６
債務者　齋藤　聖世
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第５４号
秋田県にかほ市象潟町長岡字家添53番地
債務者　須藤　朋子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第３９２号
山梨県甲府市増坪町609番地レトア萩201
債務者　小川　　愛
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
山梨県甲府市小瀬町102番地　７―203
債務者　角田　晴男
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
山梨県笛吹市石和町東高橋11番地　ハイツサイレント８号
債務者　樋口　利夫
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係